

学校と警察の行動連携にかかる情報提供事務執行基準（情報提供ガイドライン）

標記の機関において

- 1 市立学校に在籍する児童生徒の非行・問題行動の防止と健全育成
- 2 市立学校に在籍する児童生徒の非行・問題行動にかかる被害の未然防止
- 3 市立学校に在籍する児童生徒の安全確保と犯罪被害の防止

等にかかる行動連携を推進し、それぞれの機関における関係児童生徒の指導・育成等に資することを目的とした相互間の情報提供を円滑に行うため、次のとおり情報提供事務執行基準を定めるものとする。

1 情報提供を行う場合とその内容に関すること

学校における児童生徒の非行等の諸問題は、学校が全力をあげて必要な支援や指導を行うとともに、家庭や地域等と連携して解決を図り、関係児童生徒の自立をめざすことを基本としている。本協定は、こうした基本をふまえた学校の指導や支援に加えて、警察との行動連携によって当該事案の未然防止や被害の軽減、児童生徒の健全な成長を図れるなど、本協定の目的に該当すると判断される場合について情報提供を行うものとする。

- (1) 市立学校の児童生徒が刑法等に触れる行為を行うなど、他者の生命・身体・財産・名誉等を害する事案を認知した場合、もしくはその可能性が顕著で未然防止のため行動連携が必要と判断される場合。

関係事例 殺人・強盗・放火・強姦などの凶悪な犯罪行為、暴行・傷害・脅迫・恐喝・凶器準備集合などの粗暴な犯罪行為、侵入盗・乗り物盗・ひったくりなどの窃盗犯罪、強制わいせつ、建造物及び器物の損壊など犯罪行為

関係法規 ・刑法
・軽犯罪法
・銃砲刀剣類所持等取締法
・火薬類取締法
・爆発物取締法
・刑事訴訟法（239条関連）
・公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例 など

- (2) 市立学校の児童生徒が、次の法規にかかる状況にあつて児童生徒が自らの尊厳を傷つけ、その身体や生命を損なう行為を行った事案を認知した場合、もしくはその可能性が顕著で未然防止のため行動連携が必要と判断される場合。

関係法規 ・毒物及び劇物取締法
・覚醒剤取締法
・大麻取締法
・麻薬及び向精神薬取締法
・売春防止法
・児童福祉法
・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律
・児童買春、児童ポルノにかかる行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
・刑事訴訟法（239条関連）
・県青少年保護育成条例 など

- (3) 市立学校の児童生徒が、暴走族等に関与して共同危険行為や暴走行為を行うなど事案を認知した場合、もしくはその可能性が顕著で未然防止のため行動連携が必要と判断される場合。

関係法規 ・道路交通法
・刑事訴訟法（239条関連）
・神奈川県暴走族等の追放促進に関する条例 など

- (4) 市立学校の児童生徒が、自傷行為や自殺を意図した行為を行うなど、児童生徒が自らの身体や生命を損なう行為を行った事案を認知した場合、もしくはその可能性が顕著で未然防止のため行動連携が必要と判断される場合。

- (5) 市立学校の児童生徒が、その性格または環境に照らして犯罪を犯し、または、刑罰法令に触れる行為を行う虞の顕著な場合であつて、その未然防止のため行動連携が必要と判断される場合。

関係法規 ・少年法（第3条関連 虞犯）

- (6) 市立学校の児童生徒が、いじめや暴力行為など他の児童生徒や職員に傷害や心身の苦痛を与えたり、施設または設備を破損する行為、授業など教育活動の実施を妨げる行為などを繰り返し行う場

合、または、そのことに関して学校長及び教育委員会が関係児童生徒の出席停止の措置を行う場合、もしくは行う予定でいる場合。

- 関係法規**
- ・学校教育法（26第条及び40条）
 - ・横浜市立小中学校の出席停止を命ずる際の手続きに関する規則

(7) 市立学校の児童生徒が、保護者等からの虐待や教員による体罰を受けた場合、あるいは特定ないしは不特定の個人や集団等から、その安全を脅かされ、保護や安全確保が必要な状況におかれた場合、もしくはその可能性が顕著で事態回避のために行動連携が必要と判断される場合。

- 関係法規**
- ・児童福祉法
 - ・児童虐待の防止に関する法律
 - ・ストーカー行為等の規制等に関する法律
 - ・学校教育法（第11条）
 - ・刑事訴訟法（239条関連）

2 情報提供する内容

○市教育委員会及び市立学校から県警本部及び各警察署に情報提供する際の提供内容は、次のとおりとする。

- (1) 当該児童生徒の氏名、学年組等学籍に関する情報
- (2) 学校が行った指導に関する情報
- (3) 当該事案に関する情報

であって、学校における関係児童生徒の健全育成に役立つなど、行動連携協定書の目的に適合する内容であること。

○県警本部及び警察署から市教育委員会及び学校に情報提供する際の提供項目は、次のとおりとする。

- (1) 当該児童生徒の氏名、学年組等学籍に関する情報
- (2) 当該事案に関する情報

であって、学校における関係児童生徒の健全育成に役立つなど、行動連携協定書の目的に適合する内容であること。

3 情報提供の方法

市教育委員会及び学校と県警本部及び警察署間で行う情報提供の方法については、口頭又は文書によるものとする。

4 相互連携責任者

- (1) 警察署との相互連携の責任者として校長を指定する。
- (2) 情報提供事案を認知した場合は、校長又は校長が命ずる者が校長の指示を受け、所管する警察署の署長又は相互連携責任者あて、口頭又は文書により情報提供するものとする。

5 警察署から情報提供を受けた場合の対応

- (1) 情報の保護及び秘密の保持の徹底
相互連携により提供された情報は、個人情報であることから、情報の保有者を必要最小限にするなど、情報漏えい等が起こらないよう情報の保護及び秘密保持の徹底を期すこと。
- (2) 情報の活用
提供された情報については、協定の目的に沿うよう効果的に活用すること。

6 文書の作成及び保管

- (1) 文書の作成
相互連携責任者は、協定に基づき情報の提供を行う場合又は情報の提供を受けた場合は、別紙様式「児童生徒の健全育成を推進する連絡票（以下「連絡票」という。）」を作成するものとする。
なお、連絡票の「事案の概要」及び「学校が行った指導」の記載については、協定の目的に適合する内容に限るものとし、客観的な事実を簡潔に記載する。
- (2) 文書の保管
協定に基づく連絡票の保管期間は、1年間（作成日の年度の翌年度末）とする。

7 留意事項

- (1) 相互間の情報提供にあたって、両者は情報の流出などがないよう情報の管理を徹底する。
- (2) 行動連携にかかる協定書の目的に適合する場合において情報提供を行うものであって、目的を逸脱した取り扱いを行うことを禁じる。
- (3) 情報提供を行ったことについては、事前又は事後に関係当事者に連絡することを原則とする。ただし、関係当事者への連絡によって、行動連携協定書にある目的の達成が損なわれると判断される場合はこの限りでない。また、警察の捜査活動等に支障を与える連絡は行わないものとする。

8 運用開始期日

この事務執行基準（ガイドライン）は、平成16年11月1日より運用を開始する。